



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社 エスライン
代表者名 代表取締役社長 山口 嘉彦
(コード番号：9078 名証第二部)
問合せ先 取締役副社長 村瀬 博三
(TEL 058-245-3131)

株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更(単元株式数変更及び
監査等委員会設置会社への移行その他に関するもの)に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第76期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に、株式併合、及び定款一部変更（監査等委員会設置会社への移行その他に関するもの）に係る議案を付議すること、並びに単元株式数の変更及び定款一部変更（単元株式数変更に関するもの）について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、名古屋証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するとともに、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施するものです。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
②併合の方法・比率 平成27年10月1日（木）をもって、平成27年9月30日（水）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式2株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成27年3月31日現在）	20,423,769株
株式併合により減少する株式数	10,211,885株
株式併合後の発行済株式総数	10,211,884株

④効力発生日における発行可能株式総数 40,847,000株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

「効力発生日における発行可能株式総数」は、会社法180条3項を踏まえ、上記「株式併合後の発行済株式総数」の4倍以内となる数とするものです。

(3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、2株未満の株式を所有されている株主様43名（その所有株式数の合計は43株）が株主たる地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を所有する株主様は、会社法第192条第1項の定めにより、当社に対して、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。

平成27年3月31日現在の株主構成の割合

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	1,211名（100.00%）	20,423,769株（100.00%）
2株未満所有株主	43名（3.55%）	43株（0.00%）
2株以上所有株主	1,168名（96.44%）	20,423,726株（99.99%）

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本総会において、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

上記「1. 株式併合（1）併合の目的」に記載のとおり、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成27年10月1日（木）をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本総会において、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更（単元株式数変更に関するもの）

(1) 変更の理由

当社株式の投資単位の適正化を図るため、上記「1. 株式の併合（2）併合の内容」に記載した本株式併合に関する議案が本総会において承認可決されることを条件として、発行可能株式総数を株式併合に伴って減少させるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

なお、当該変更は、本総会において同総会第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、当該議案の決議に基づく株式併合の効力発生日である平成27年10月1日をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>59,013千株</u> とする。 (単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>40,847千株</u> とする。 (単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

4. 定款一部変更（監査等委員会設置会社への移行その他に関するもの）

(1) 監査等委員会設置会社への移行の目的

議決権を有する監査等委員である取締役（過半数は社外取締役）を置くことにより、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、より透明性の高い経営の実現を目指すことを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することとしたものです。

(2) 監査等委員会設置会社への移行の時期

平成27年6月26日開催予定の第76期定時株主総会において、必要な定款変更に関するご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

(3) 定款一部変更の理由

- ①当社は、監査を担う者に取締役会の議決権を付与することにより、監督機能をさらに強化するため、監査等委員会設置会社に移行するものです。
- ②平成27年5月1日に施行された会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、定款の定めによって業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められることとなったことに伴い、それらの取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第31条（取締役の責任免除）に第2項を追加するものです。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ③機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定を追加するとともに基準日の規定を明確化するものです。
- ④上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものです。

(4) 定款一部変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、本定款変更は本総会終結のときをもって効力が発生するものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 （条文記載省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>（機関）</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="text-align: center;">(1) <u>取締役会</u></p> <p style="text-align: center;">(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(3) <u>会計監査人</u></p>
<p>第 4 条 （条文記載省略）</p>	<p>第 5 条 （現行どおり）</p>
<p>第2章 株 式</p> <p>第 5 条～第 11 条 （条文記載省略）</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>第 6 条～第 12 条 （現行どおり）</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 （条文記載省略）</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条 （現行どおり）</p>

<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任の方法) 第19条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～3. (条文記載省略)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(取締役会の設置)</u> 第21条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 (条文記載省略) 2. ～3. (条文記載省略) 4. 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐して会社の業務を執行し、取締役社長事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。</p> <p>第23条 (条文記載省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は15名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任の方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>(任期) 第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のために選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 (現行どおり) 2. ～3. (現行どおり) 4. 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐して会社の業務を執行し、<u>取締役社長に</u>事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>
---	---

<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>2. (条文記載省略)</p> <p>第25条～第26条 (条文記載省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役会は取締役および監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第28条 (条文記載省略)</p> <p>2. 取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第30条 (条文記載省略)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役会は取締役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>
---	---

<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 (条文記載省略)</p> <p>2. (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u> <u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p><u>第 32 条 当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p><u>第 33 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p><u>(選任の方法)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役は株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>(取締役への業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第 32 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(削 除)</p>
---	--

(常勤の監査役)

第 36 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会)

第 38 条 監査役会は、法令に定める権限を有するほか、各監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。

(監査役会の招集通知)

第 39 条 監査役会の招集通知は、会日の 4 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役会は監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 40 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 41 条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第 42 条 前各項のほか、監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 43 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(新 設)

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 44 条 当社は、会計監査人を置く。

第 45 条～第 46 条 (条文記載省略)

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 33 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 4 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会は監査等委員の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 35 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 36 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第 37 条 前各項のほか、監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(削 除)

第 38 条～第 39 条 (現行どおり)

<p>(報酬等)</p> <p>第 47 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 48 条 (条文記載省略)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 49 条 (条文記載省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 50 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 51 条 (条文記載省略)</p> <p>附則</p> <p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 42 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 43 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段に定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第 45 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役であった者の責任を、法令の限度において免除することができる。</p>
---	--

5. 日程

取締役会決議日	平成27年 5 月 18 日 (月)
定時株主総会開催日	平成27年 6 月 26 日 (金)
定款変更(単元株式数変更を除く。)の効力発生日	平成27年 6 月 26 日 (金)
株式併合公告	平成27年 9 月 16 日 (水)
単元株式数変更の効力発生日	平成27年 10 月 1 日 (木)
株式併合の効力発生日	平成27年 10 月 1 日 (木)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成27年 10 月 1 日 (木)

※上記のとおり、株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成27年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社名古屋証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映される日は平成27年9月28日です。

以 上

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では、2株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A. 単元株式数の変更とは、株式の議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3. 株式併合、単元株式数変更の目的はなんですか。

- A. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社は、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)にするとともに、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(2株を1株に併合)を実施いたします。

Q 4. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

- A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成27年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に2分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	1,500株	15個	なし
例②	1,501株	1個	750株	7個	0.5株
例③	177株	なし	88株	なし	0.5株
例④	1株	なし	なし	なし	0.5株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合(上記の例②、③、④のような場合)は全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金(端数株式処分代金)は、平成27年12月頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式が2株未満の場合（上記例④のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かにご所有の株式数は、併合前の2分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は2倍となるためです。また、株価についても、理論上は併合前の2倍となります。

Q 6. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 7. 株式併合後により、単元未満株式が生じますが、併合後でも買取りをしてもらえますか。

- A. 併合後でも、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社又は後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

- A. 次のとおり予定しております。

平成 27 年 6 月 26 日(金)	定時株主総会開催日
平成 27 年 9 月 16 日(水)	株式併合公告日
平成 27 年 9 月 25 日(金)	現在の単元株式数 (1,000 株) での売買最終日
平成 27 年 9 月 28 日(月)	当社株式の売買単位が 100 株に変更 株式併合の効果が株価に反映
平成 27 年 10 月 1 日(木)	株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数 変更の効力発生日

(お問い合わせ先)

※株主名簿管理人

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

(電話) 0120-288-324 (フリーダイヤル)

以上